平成２９年（フ）第７３号
川崎市宮前区野川506番地　フロールⅠ　201
債務者　野月　一斗
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
川崎市中原区宮内４丁目32番３号　山陽マンション　302
債務者　高野美千代
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
川崎市川崎区渡田東町20番２号　ハイツＳＫ201
債務者　増田　　浩
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
川崎市中原区上新城２丁目７番19―604号
債務者　板谷　郁男
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
川崎市高津区新作４丁目21番31―602号　武蔵新城南パークホームズ
債務者　長谷川　昭
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
川崎市川崎区大師本町10番12―201号　コーポケイ、前住所川崎市川崎区中瀬２丁目17番14号　メゾン翌檜　101
債務者　井上顕太郎
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
川崎市川崎区大師本町10番12―201号　コーポケイ、前住所川崎市川崎区中瀬２丁目17番14号　メゾン翌檜　101
債務者　井上　　瞳
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
川崎市多摩区東三田３丁目10番１―1008号
債務者　十川海次郎
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　６―606
債務者　中田理宇子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
川崎市幸区南加瀬５丁目20番15号　ＳＵＮグレイス　402
債務者　星野　玄太
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
川崎市幸区小倉５丁目25番12―105号　モンテローザ川崎
債務者　三浦　厚子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番39号　ファーロックアベニューH23―201号
債務者　後藤　侑樹（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４５号
札幌市東区北26条東18丁目７番１―401号
債務者　奈良岡広二
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４６号
札幌市東区北26条東18丁目７番１―401号
債務者　奈良岡　環
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６９号
札幌市清田区北野５条１丁目７番17号　高橋マンション７号―２号
債務者　松田　美幸
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７９号
札幌市西区西町北17丁目３番23―405号
債務者　加藤　妹衣（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９２号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番38―305号
債務者　杉本江美子（旧姓滝田）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部